

令和 5 年度

事 業 計 画 書



社会福祉法人 昭和村

昭和村の理念

安全、安心 そして心豊かな生活
自由、自立 そして役割のある生活
共助、共生 そして地域と共にある生活

基本方針

- ◎ 安全、安心の生活を実現するために、施設・設備等の維持管理や点検整備等に努めると共に、行事や趣味活動などを通して心豊かな生活を提供します。
- ◎ 利用者の人権を尊重し、自由で自立した生活の実現を目指します。身体拘束は行いません。また職員の資質の向上を図り、より良いサービスを目指し、利用者一人ひとりがその人らしい役割のある生活が出来るよう支援します。
- ◎ 地域から信頼される施設経営に努めると共に、地域との交流を図り、共に助け合い励まし合って、地域の一員として生活出来るよう支援します。
- ◎ 利用者の権利を遵守します。
利用者の日常生活やケアプラン、ケアの内容などについて、正確でわかりやすい説明をします。
利用者のプライバシー（個人情報）は、保護します。

社会福祉法人昭和村

令和5年度 社会福祉法人昭和村 事業計画

【目次】

I	社会福祉法人昭和村 本部 事業計画	P 1
II	軽費老人ホーム渓泉荘 事業計画	P 11
III	特別養護老人ホーム市原園 事業計画	P 15
IV	市原園デイサービスセンター 事業計画	P 22
V	市原園在宅介護支援センター 事業計画	P 27
VI	市原園居宅介護支援事業所 事業計画	P 30
VII	昭和村壳電事業 事業計画	P 32

I 社会福祉法人 昭和村 本部 事業計画

1 事業概況

【名 称】 社会福祉法人 昭和村

【設 立】 昭和 45 年 11 月 28 日

【代表者】 理事長 杉田 昭義

【所在地】 〒290-0549 千葉県市原市万田野 732 番地 6

TEL 0436-96-1112/FAX 0436-96-1147

E-mail:bj05854@nifty.com

HomePage:<http://www.showamura.or.jp>

【施 設】 軽費老人ホーム 溪泉荘
特別養護老人ホーム 市原園
市原園デイサービスセンター
市原園在宅介護支援センター
市原園居宅介護支援事業所

TEL 0436-96-1112/FAX 0436-96-1147

TEL 0436-96-1148/FAX 0436-96-1161

TEL 0436-96-1148/FAX 0436-96-1146

TEL 0436-96-1117/FAX 0436-96-1146

TEL 0436-96-1117/FAX 0436-96-1146

【沿 革】 昭和 45 年(1970 年)11 月 28 日 法人設立認可
昭和 49 年(1974 年) 7 月 1 日 軽費老人ホーム溪泉荘開設(定員 50 名)
昭和 50 年(1975 年) 4 月 1 日 軽費老人ホーム溪泉荘増設(定員 100 名)
昭和 53 年(1978 年) 4 月 1 日 特別養護老人ホーム市原園開設(定員 50 名)
昭和 56 年(1981 年) 4 月 1 日 短期入所事業(市原園)開設(定員 6 名)
平成 10 年(1998 年) 4 月 1 日 市原園在宅介護支援センター開設
平成 12 年(2000 年) 4 月 1 日 老人居宅介護等事業、居宅介護支援事業、
訪問入浴介護事業開始
平成 17 年(2005 年) 1 月 1 日 市原市万田野 732 番地 6 に施設移転改築
平成 18 年(2006 年) 9 月 8 日 短期入所事業(市原園)増設(定員 10 名)
通所介護事業開始(定員 15 名)
平成 19 年(2007 年) 4 月 1 日 一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限
定)福祉タクシー営業開始
平成 30 年(2018 年) 3 月 31 日 市原園居宅介護支援事業所開設(名称変更)
一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限
定)福祉タクシー事業廃止
平成 30 年(2018 年) 10 月 1 日 収益事業(昭和村壳電事業)開始

【敷地の面積】 27,068.34 m²

(千葉県市原市万田野字下打行 732 番 6 特別養護老人ホーム市原園・輕
費老人ホーム溪泉荘の敷地 宅地)

【建物の概要】 家屋番号 732 番 6 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム市原園・軽費老人ホーム溪泉荘建物
延床面積(建築物全体) 7,124.62 m²

軽費老人ホームA型	3,610.56m ²
特別養護老人ホーム	2,679.77m ²
デイサービスセンター	363.43m ²
短期入所生活介護	338.07m ²
ヘルパーステーション	82.45m ²
在宅介護支援事業所	50.25m ²

2 基本方針

社会福祉法人昭和村では、法人の理念に基づき、具体的な取り組みを行います。

1. 入居者、施設利用者の方々が、安全で安心して、心豊かな生活が送れるように支援します。
2. 入居者、施設利用者の方々が、自由にして自立した、役割のある生きがいの持てる生活が継続出来るように支援します。
3. 社会福祉法人昭和村が地域の福祉の核となるよう、共助、共生の精神を持って、地域のニーズや期待に応えられるようにします。
4. 感染症対策に万全を期すと共に、その中で出来る施設生活の在り方を研究します。

これらの実現に当たっては、法人として職員の自己啓発等の研修を行う事により、人材の育成に努め、更なる研修、研鑽を推進します。

又、地域への取り組みとして、通所介護、訪問介護、居宅介護支援の利便性を高めるなど、高齢者世帯や独居老人世帯への生活を支援します。

以上のこととを基本とし、今後とも社会福祉法人昭和村は地域の福祉に貢献することを基本方針とします。

3 重点目標

- (1) 信頼と優しさの人間関係づくり
- (2) 入居者、利用者の意向を尊重した生活の実現
- (3) 全館ナースコール関連更新工事の検討
- (4) 給食業務委託先との連携により提供する給食内容の充実
- (5) 在宅福祉サービスの充実
- (6) 地域との防災体制の構築
- (7) 入居者、利用者及び職員の交通安全思想の啓蒙と安全運転の徹底
- (8) 計画的な職員研修の実施とサービス向上への職員のスキルアップ
- (9) 各専門委員会の計画的で活発な活動
- (10) 感染症対策の徹底と施設行事の遂行
- (11) BCP(自然災害発生時及び新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画)の見直し

4 実施計画

(1) 年間予定

重点目標の実現に向け取り組みます。入居者、利用者へのサービスの向上については、職員の資質の向上を図ることによって実現します

又、地域から信頼される拠点施設となれるように、在宅福祉サービスなどを充実します。

実態に即した防災避難訓練を実施すると共に、防災設備等の点検や防災意識の高揚に努めます。

高齢者福祉関連サービス事業者の数も多くなり、入居者、利用者へのサービスの質の向上が必要であり、外部職員研修への参加や施設内研修会の実施等により、職員の資質向上を図ります。

新型コロナウイルスは、5月8日より第2類感染症から第5類感染症になることから、感染症に気を付けながらも如何に利用者の生きがい対策、又、地域貢献が出来るのかを模索し、実施します。

【年間行事予定】

5年4月	新任職員研修	・専門委員会委員長会議
5月	施設利用者・職員交流会、現任職員施設内研修会	・職員全体会
6月	防災避難訓練、防災設備等の点検	・専門委員会委員長会議
7月	職員施設内研修会	・職員全体会
8月	地域交流盆踊り大会	・専門委員会委員長会議
9月	防災避難訓練、敬老会	・職員全体会
10月	地域交流運動会、現任職員施設内研修会	・専門委員会委員長会議
11月	地域交流文化祭	・職員全体会
12月	防災避難訓練、防災設備等の点検	・専門委員会委員長会議
6年 1月	職員施設内研修会	・職員全体会
2月		・専門委員会委員長会議
3月	防災避難訓練・BCPの見直し	・職員全体会

(2) 理事会・評議員会、評議員選任解任委員会の開催

理事会・評議員会を開催致します。その他、必要に応じて役員会を開催します。

【理事会の開催予定】

5年 6月	令和4年度事業実績報告、決算報告について 評議員会の日時及び内容の検討 令和5年3月～5月の活動状況の報告など 理事長の選定
9月	令和5年6月～8月の活動状況の報告など
12月	第一次補正予算などについて、令和5年9月～11月の活動状況の報告、
6年 3月	第二次補正予算、令和6年度事業計画、予算などについて 令和5年12月～令和6年2月の活動状況の報告など

【評議員会の開催予定】

5年 6月	令和4年度決算の承認 新理事、監事の選任
-------	-------------------------

(3) 専門委員会の開催

4ヶの専門委員会は、年間計画を立て、委員長、副委員長を中心に活動を行い、隔月の職員全体会で全職員に周知徹底するなど法人全体で一体的に運営し、利用者へのより良いサービスの向上を図ります。また、各月に行われます職員全体会議で活動の報告などを行います。

新型コロナウイルスによる感染拡大により会議の開催が危ぶまれますが、感染予防を図りながら会議を開催いたします。

1 「サービス向上・身体拘束廃止委員会」

(事故防止・研修(ヒヤリハット事例分析含む)・虐待防止)

(主な活動内容)・入居者、利用者へのサービス向上に関すること

- ・職員への自己研鑽、資質向上に関すること
- ・施設内外の安全管理や事故防止に関すること
- ・ヒヤリハット報告書の取りまとめ、改善対応策の検討など
- ・各種の施設内研修の企画、実施に関すること
- ・新任職員、現任職員の研修の企画、実施に関すること
- ・他施設、先進施設への見学研修等の立案、実施に関すること
- ・身体拘束廃止に係る研修の企画、実施に関すること
- ・プライバシー保護、排泄介助時のプライバシー保護等に関すること
- ・入居者、居宅サービス利用者等の虐待防止に係る研修の企画、実施
- ・虐待防止マニュアル、施設の理念、方針の理解に関すること
- ・身体拘束廃止、虐待防止の意識の向上に関すること

5年 4月	新任職員研修、各種マニュアルの見直し 職員倫理に関する綱領の見直し
5月	職場施設内研修 ヒヤリハット報告書の取りまとめと検討は隨時
6月	苦情受付など事例の検討、報告
7月	身体拘束に関する意識調査アンケートの実施
8月	施設内外の危険個所把握のアンケート調査の取りまとめ、検討
9月	意識調査のアンケート結果の公表(結果から弱点となる意識の改善を図る) 苦情受付など事例の検討、報告
10月	職員施設内研修会
11月	感染症の合同職員研修会の実施 職員全体会で下半期の活動方針の周知徹底
12月	委員会の開催 身体拘束廃止に関する研修会の開催 虐待防止に関するアンケートの実施、検討、集計
6年 1月	虐待防止に関するアンケート結果の公表
2月	委員会の開催、6年度の事業計画立案
3月	5年度の反省会

2 「行事企画・広報・ボランティア委員会」

(主な活動内容) ・法人を挙げての地域交流行事等の企画に関するここと

(春の交流会、盆踊り大会、敬老会、秋の交流会、文化祭等の企画)

多くの地域の方々にお越しいただき、交流を深め、施設を理解していただき、地域に根ざした施設として、既存の行事に加え新しい企画を考えていく。また、新型コロナウイルスの感染予防の観点から行事を見直し安全な行事計画をする。

- ・地域との交流に関すること
- ・ボランティア依頼、受け入れに関すること
- ・入居者、利用者が安全安心に行事を楽しんでいただき、且つ円滑に準備、開催、後片付けができるような行事を企画する。
- ・ホームページの更新に関するここと
- ・法人、施設の広報誌の発行(年3回位と必要に応じて号外)

5年 4月	委員会の開催、春の交流会の打ち合わせ、準備・昭和村だよりの発行準備
5月	春の交流会の開催 昭和村だよりの発行
6月	委員会の開催 盆踊り大会の打ち合わせ 昭和村だよりの発行準備
7月	昭和村だよりの発行 盆踊り大会の準備
8月	盆踊り大会の開催、敬老会の打ち合わせ、準備
9月	職員全体会で報告、敬老会の開催、秋の交流会・文化祭の打ち合わせ、準備 昭和村だよりの発行準備
10月	秋の交流会の開催、文化祭の打ち合わせ、準備 昭和村だよりの発行
11月	文化祭の開催
12月	クリスマス会等の開催 委員会の開催
6年 1月	
2月	委員会の開催、6年度の事業計画立案
3月	5年度の反省会

3 「感染症対策、健康管理・給食委員会」(喀痰吸引等の安全委員会含む)

(主な活動内容) ・感染症や食中毒の発生予防に関するここと

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策に関するここと
- ・入居者、職員の健康診断の企画、実施に関するここと
- ・喀痰吸引等の安全対策に関するここと
- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に関する勉強会の実施
- ・喀痰吸引、救急蘇生法等の安全に関する勉強会の実施

- ・食生活の向上に関すること
- ・行事食、非常食等に関すること
- ・入居者、利用者の嗜好調査の実施、検討結果の公表について
- ・給食に関する顧客満足度アンケート調査の実施と結果の公表について

5年 4月	委員会の開催(嗜好調査、アンケート、行事食等について) 利用者の体調変化の発見対応マニュアルの見直し
5月	入居者、職員の健康診断(1回目)の実施 医療に関する緊急時対応マニュアルの見直し 嗜好調査の実施
6月	食中毒に関する会議、食中毒予防の啓発、ポスターの掲示等 感染症・食中毒予防マニュアルの見直し 顧客満足度アンケート調査の配布と回収
7月	精神的ケア対応マニュアルの見直し 顧客満足度アンケート調査の集計と検討・公表
8月	服薬管理についてのマニュアルの見直し
9月	職員全体会で報告、床ずれ予防マニュアルの見直し 喀痰吸引等の安全に関する勉強会(救急蘇生法含む)の実施
10月	インフルエンザ予防接種の実施、渓泉荘入居者の健康診断(2回目) 夜勤職員の健康診断の実施、直接処遇職員の腰痛検査の実施 摂食・嚥下に関するマニュアルの見直し
11月	インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に関する勉強会の実施
12月	インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防の啓発活動 非常食の試食会
6年 1月	インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防の啓発活動 満足度アンケート調査の配布と回収
2月	職員社会保険病院の検診(希望者)の実施、6年度の事業計画立案 満足度アンケート調査の集計と検討
3月	5年度の反省会 喀痰吸引等の安全に関する勉強会(救急蘇生法含む)の実施 非常食、保存水の消費期限の確認

4 「環境・営繕・車両委員会」

(主な活動内容)

- ・施設内外の設備、備品等の営繕に関すること
- ・故障、修繕必要箇所等の把握に関すること
- ・省エネ、節電、節水等の協力依頼に関すること
- ・エアコンフィルター、給水設備ストレーナー、換気扇、ドアなどの掃除等のメンテナンス(年1~2回程度)
- ・法定点検や専門業者による修理、メンテナンスの円滑な手配
- ・施設内外の環境整備に関すること
- ・施設内外の美化活動に関すること
- ・大掃除の呼掛け、ゴミの分別処理等に関すること

- ・車両の点検、管理に関すること
- ・交通安全教育の企画、実施に関すること
- ・タイヤチェーン装着等の交通安全講習会の企画、実施など
- ・交通安全運動の実施に関すること
- ・セーフティードライバーズ運動への参加
- ・道路通行危険個所の把握や注意喚起に関すること
- ・交通事故報告書の取りまとめ、検討に関すること

5年 4月	業者による床掃除 職員に故障、修繕必要個所等の提出、報告の呼掛け 講習会の開催(井戸、受水槽、浄化槽の切替スイッチ・自家発電給油操作) 各施設の花壇整備 公用車の点検及び管理台帳の確認(タイヤ購入の検討) 春の交通安全運動の実施 通勤車両の車検証、免許証、任意保険証の確認
5月	各種掃除(ストレーナー・電気錠サッシ溝) ゴミゼロ運動の参加の呼掛け、草取り作業の呼掛け、昭和村立て看板掃除
6月	エアコンフィルター・換気扇の点検、清掃、水漏れ等の対処は隨時 施設外の草刈り、草取り作業の呼掛け 公用車管理台帳の点検、安全運転の呼掛け運動
7月	シャワーヘッドの掃除(目詰まり) ゴキブリ等害虫駆除(外部業者へ委託) 盆踊り前の掃除(草刈り・草取り含む)
8月	ボイラー等の給湯設備のストレーナー・蛇口の掃除 盆踊りの準備作業に協力、大浴場の掃除(業者) 安全運転の呼掛け運動
9月	屋上及びベランダの排水点検(掃除) 施設内の草刈り・草取り、県道のゴミ拾い 秋の交通安全運動の実施
10月	各種掃除(エアコンフィルター・換気扇の点検、清掃、電気錠サッシ溝) 漏電検査(日本テクノ) 文化祭前の施設内外の清掃、ゴミ拾い 車両の冬支度の準備の周知徹底、交通安全講習会の実施
11月	文化祭に協力 タイヤチェーン装着講習会の実施、凍結防止剤の準備
12月	ボイラー、ストレーナー点検、凍結対策 植木の剪定、肥料散布等 公用車スタッドレスタイヤへの交換及び購入
6年 1月	1~3月ドアのビスゆるみ等の点検 タイヤチェーン装着講習会の実施
2月	井戸濾過装置の点検(業者へ委託)、6年度の事業計画立案 公用車管理台帳の確認、交通安全運動の実施
3月	5年度の反省会 受水槽の掃除(業者へ委託)、

令和5年度 予定工事項目

- ※ 全館のナースコール本体及びナースコールアンテナの更新工事の検討
- ※ 職員ロッカー、傘立て、靴箱等の掃除、環境整備を隨時行う。
(事前に職員へ周知し、実施日までに私物の整理整頓を実施頂く。)
- ※ 居室前の排水溝の掃除、U字溝の掃除は隨時行う。
- ※ 5月から11月の間、計画的に昭和村敷地内の除草作業を実施する。
- ※草刈、除草剤等の作業は隨時

5 借入金等償還計画

独立行政法人福祉医療機構からの償還金については、平成26年度よりサービス区分会計毎に、設備資金借入金元金償還支出、支払利息支出を予算化し償還いたします。

また、平成30年度から事業を開始いたしました売電事業におきましては、株式会社京葉銀行 五井支店より借り入れをし、売電事業会計より元金、利息を償還致します。

借入目的	施設の移転・改築	太陽光発電事業(収益事業)
借入先	独立行政法人福祉医療機構	京葉銀行 五井支店 (市原市五井2768-1)
借入額	572,300,000円	14,500,000円
借入年度	平成16年度	平成30年度
完済年度	令和6年度	令和15年度
償還済額	515,080,000円	4,240,000円
令和5年度 償還額 元 金	28,610,000円 (内訳) 8,890,000円(溪泉荘) 14,987,200円(市原園) 1,972,000円(短期) 1,972,000円(デイ) 394,400円(センター) 394,400円(居宅介護)	960,000円 元金均等(80,000円/月)
利子	729,555円 (内訳) 226,655円(溪泉荘) 382,204円(市原園) 50,290円(短期) 50,290円(デイ) 10,058円(センター) 10,058円(居宅介護)	98,186円(年利1%)
令和5年度末 償還残高	28,610,000円	9,300,000円

令和 5 年度

事 業 計 画 書



(令和 4 年 9 月 誕生会撮影)

軽費老人ホーム 溪泉荘

II 軽費老人ホーム 溪泉荘 事業計画

1 基本方針

法人の理念に基づく基本方針や重点目標の達成に向け、職員一丸となって努力します。入居者の意向を尊重し、健康で明るい生活を送れるように支援します。介護が必要になった入居者には、本人や家族等と連携を取り、自立への意欲を高めると共に、日常生活の支援や認知症の予防に努めます。そして、入居者一人ひとりが社会性を持ち続けられるように地域交流行事等へも積極的に参加する機会を設けます。又、出来るだけ施設を開放し、地域の方々の積極的な施設利用を図ります。

2 人員に関する事項

職種	施設長	事務員	生活相談員	看護職員	主任介護職員	介護職員	栄養士	嘱託医	調理員	合計
国の基準	1	2	1	1	1	4	1	必要な数	実情	11名
県単補助			1	1						2名
現員	1	2	2	2	1	6(1)	1	(1)	委託	15(2)名

3 設備に関する事項

居室(100室うち16室は夫婦室8室に転用可)	面積13.72m ² ～15.00m ²
食堂	233.60m ²
医務室	16.25m ²
静養室	16.25m ²
談話コーナー(4個所)	101.69m ²
浴室(2個所)	31.75m ² 29.25m ²

4 運営に関する事項

① 健康管理

嘱託医の診察、相談が渓泉荘医務室で受けられます。又、市原健康クリニックによる健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。

様々な感染症に合わせた予防接種を実施して、常時、マスクの着用とこまめな手洗い、うがいの励行などに努めます。

又、職員の健康管理として、年1回移動検診車による健康診断や直接処遇職員には年2回腰痛検査を実施します。

② 食事の提供

調理業務を西原屋（株）に委託し、「入居者に喜んで頂ける食事作り」を目指します。その為に、入居者への嗜好調査、アンケート調査、親睦会等で意見を聞き、献立に反映させます。又、入居者の過半数が食事の配膳介助を要する状態である事を考慮し、個別盛り付けを行うなど身体状況にあった食事環境を提供します。

③ 生きがい対策

入居者の個性を尊重し、その人に合ったより良い生活環境を提供します。
外出ドライブなどの諸行事については、一人でも多くの入居者が外出の機会を得られるようになります。又、支援を要する入居者に対しては、本人、家族等、介護支援専門員、サービス提供事業所等と密に連絡を取り合い、介護保険制度を効果的に活用します。
外出が困難な利用者が居る事も考慮しボランティアを積極的に受け入れていきます。

④ 施設設備の管理と防災対策

施設建物、設備等の適正な管理に努め、入居者が快適に暮らせるように生活環境の整備を図ります。

又、防災避難訓練の実施に当たっては、市原市消防局南総消防署の指導を仰ぎながら、効果的な訓練の実施を図り、入居者、職員の防災意識の高揚を図ります。

⑤ 職員の資質向上

外部研修会に積極的に参加し、処遇技術の向上を図ります。又、研修報告会や施設内研修会、各種の資格取得に努めるなど自己啓発に努めます。

⑥ 入居者の交通安全思想の啓蒙

自家用車を運転している入居者に対しては、職員同様に交通安全講習を実施します。

5 年間行事予定

	昭和村合同行事	施設行事
5年 4月		食事会（喫茶）、誕生会
5月	施設利用者・春の交流会	食事会、誕生会、親睦会
6月	防災避難訓練	誕生会、あやめ見学、出前食
7月	合同職員施設内研修会	食事会、誕生会
8月	地域交流盆踊り大会	誕生会、ホーム喫茶
9月	防災避難訓練、敬老会	誕生会・敬老会（ボランティア依頼）、地区敬老会
10月	秋の交流会	ミニ運動会（焼き芋）、誕生会、菊まつり見学
11月	地域交流文化祭	紅葉狩り、誕生会、菊まつり見学
12月	防災避難訓練	誕生会・クリスマス会、イルミネーション見学
6年 1月		初詣、誕生会
2月		節分会、バレンタインデー、誕生会
3月	防災避難訓練	ひな祭り、誕生会、日帰り旅行、ホワイトデー

6 利用料金等について

① 利用料金

項目	1月当たりの金額	備考
生活費	55,280円	食費を含む日常生活全般の費用
サービス提供費	10,000～63,000円	前年の所得に応じて21段階
暖房料	2,150円	11月～3月のみ
合 計	65,280～118,280円	一人1月当たり

② 入居者が選定する特別なサービスを行ったことに伴い必要となる費用

(特別なサービスを施設より受けた場合の実費相当額の料金)

項目	金額	備考
電気料金	20円/1kw	エアコン居室メーター料金、4月～10月のみ
預り金の管理費用	1,000円	1月当たり
服薬の管理費用	1,500円	1月当たり
通院等の送迎介助料金 ※協力病院、嘱託医への通院は除く		距離により設定 ※送迎のみの場合は、500円減額

③ 食費の返金

項目	金額	備考
食事の原材料費分	1日当たり800円	事前に外出、外泊等の届出をし、食事を1日3食とも食べなかつた場合

④ 居室料金

項目	金額
居室料金(居室占有料金、又は、荷物等保管料金)	1日当たり2,000円

※入居契約後に実際に入居するまでの間の居室料金、又、退所後に実際に居室を明け渡す日までの間の居室料金です。

7 その他について

① 地域、ボランティア等との交流

加茂地区にある保育所、小中学校と積極的に交流を図り、職場体験学習等の機会を利用し、地域共に歩む福祉施設を目指します。又、実習生の受け入れに当たっては、将来の福祉を担う職業人を育成する観点から、積極的に受け入れます。

② サークル活動、教室活動等

感染症対策を実施したうえで、安全にサークルやリクレーション活動を行い、利用者の健康増進を図ります。

③ サービスの質の向上のために

入居者の生の声を聞く為に親睦会を実施します。又、介護支援専門員、ヘルパー、看護職員、介護職員、生活相談員の会議を定期的に開催し、入居者のより良い生活が送れるよう様々な角度から支援します。

令和 5 年度

事 業 計 画 書



(令和 5 年 3 月 8 日 職員駐車場の河津桜)

特別養護老人ホーム 市原園

III 特別養護老人ホーム 市原園 事業計画

[1] ユニット型指定介護老人福祉施設

1 基本方針

法人の理念、基本方針や重点目標の達成に向け、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、介護します。

又、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき介護します。その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮し、昨今に引き続き基本的な新型コロナウィルス感染防止対策を講じながら介護します。

そして、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

更に、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行います。市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

令和5年度よりBCP(業務継続計画)の策定、運用によって法人運営が遂行できるよう法人単位の防災訓練に自然災害・感染症対策の想定を訓練に取り入れて実施に向けた計画に積極的に参加し、取り組んでいきたいと思います。

2 人員に関する事項

職種	施設長	事務員	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	看護職員	介護職員	栄養士	嘱託医	調理員	合計
	1	1	1	1	1 (兼)	2	23 (3)	1	(1)	委託	26 (4)名

※ユニット毎にユニットリーダーを配置、夜間は介護職員3名と宿直員1名を配置

3 設備に関する事項

居室50室(1ユニットに10室)	面積 15.50~16.00m ²
リビング5個所(1ユニットに1個所)	135.67m ²
個浴室、脱衣室5個所(1ユニットに1個所)	15.55m ²
特別浴室1個所	28.73m ²
医务室	21.44m ²
機能回復訓練室	42.88m ²
靈安室	17.28m ²

4 運営に関する事項

① 施設サービスの方針

- ・入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な

日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づいて必要な支援や援助をします。

- ・各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- ・入居者のプライバシーの確保に配慮します。
- ・入居者の自立した生活を援助することを基本として、入居者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に介護します。
- ・職員は、入居者へのサービスの提供に当たる際には、必ず不織布のマスク装着して行い、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、説明し同意を得ます。
- ・入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等をしません。
- ・身体拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

② 介護

- ・職員は勤務時間中、必ず不織布マスクを装着して従事します。
- ・各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。
- ・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行い入浴の機会の提供に代えます。
- ・入浴時も職員は、新型コロナウィルス感染予防対策としてマスク装着し入浴介助を行います。
- ・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援をします。
- ・おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、適切なおむつ交換をします。
- ・入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

③ 食事の提供

- ・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な援助をします。
- ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- ・入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。
- ・これまでの集団給食から、入居者個々人の状態を実態把握し、個別対応による低栄養状態を改善します。又、共同生活室にて食事を摂る際には、新型コロナウィルス感染症対策として対面で食事を摂らない方法や入居者同士の十分な間隔を空けて食して頂く工夫をします。

④ 相談及び援助

- ・相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援をします。
- ・日常生活の様子や体調の変化があった場合には、ご家族等に早めに報告し連携します。

⑤ 社会生活上の便宜の供与等

- ・入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援します。
- ・入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わり行います。

⑥ 機能訓練

- ・必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため機能訓練指導員の指示のもと、計画的に実施します。
- ・遊びやレクリエーションなど楽しく無理のない生活リハビリを心掛けます。

⑦ 健康管理

- ・必要に応じて健康保持のための適切な措置を採り、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院や協力歯科医療機関を定めて置きます。
- ・薬の服用については、殆どの入居者が介助を要する為、「服薬管理・介助マニュアル」を守り、与薬ボックスにセットする際のダブルチェック、チェック表へのサイン、名前と薬袋の確認、服用後の確認、残薬有無の確認など、投薬・与薬過誤が絶対に起きないように注意します。

5 年間行事予定

	合同行事	施設行事
5年 4月		誕生会、お花見ドライブ
5月	施設利用者・春の交流会	新茶の会、誕生会、母の日
6月	防災避難訓練	誕生会、あやめ見学ドライブ、父の日
7月	職員合同施設内研修会	誕生会
8月	地域交流盆踊り大会	誕生会
9月	防災避難訓練、敬老会	誕生会
10月	秋の交流会	誕生会、運動会
11月	地域交流文化祭	誕生会、紅葉狩りドライブ
12月	防災避難訓練	誕生会・クリスマス会
6年 1月		初詣、初釜、誕生会
2月	職員合同施設内研修会	節分豆まき、誕生会
3月	防災避難訓練	誕生会

※ 誕生会などは、ユニット毎に独自に行事企画し、実施します。

※ 令和5年度も新型コロナウィルスの動向をみながら行事を実施していきます。

6 主な利用料金（地域区分上乗せ 4.5%）

① 施設利用料

（負担割合が1割の方の場合）

介護度別	利用料金	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅱイ	合 計
要介護 1	652円			789円/1日
要介護 2	720円	46円	13円	858円/1日
要介護 3	793円			939円/1日

要介護 4	862円			1,016円/1日
要介護 5	929円			1,090円/1日

(介護職員処遇改善加算 8.3% 特定処遇改善加算 2.7% 有)

上記の額に ADL 維持等加算 I 30 円/1月、科学的介護推進体制加算 I 40 円/1月、新規入居時のみにかかる安全対策体制加算 20 円が上乗せされます。

② その他の費用

居住費	2,006円/1日	食事の提供費用	1,445円/1日
ユニット活動費	100円/1日	私物家電1品目	50円/1日
預り金管理費	1,000円/1月	散髪代	実費

居住費、食費の負担限度額

(日額)

対象者区分	内 容	居住費	食費
第1段階 (資産条件)	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下	820円	300円
第2段階 (資産条件)	・市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額の課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方 預貯金が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下	820円	390円
第3段階① (資産条件)	・市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 預貯金が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下	1,310円	650円
第3段階② (資産条件)	・市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が120万円超の人 預貯金が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下	1,310円	1,360円
第4段階	・上記以外の方	2,006円	1,445円

1月当たりの入居料金の例 [要介護 4、所得段階が第2段階で負担割合が1割の人]

施設利用料	34,987円	ユニット活動費	3,000円
居住費	24,600円	安全対策体制加算	21円(入居時のみ)
食 費	11,700円	合 計	74,308円

処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.7%、ベースアップ加算1.6%

地域区分上乗せ4.5%有

1月当たりの入居料金の例 [要介護 4、所得段階が第3段階①で負担割合が1割の人]

施設利用料	34,987円	ユニット活動費	3,000円
居住費	39,300円	安全対策体制加算	21円(入居時のみ)
食 費	19,500円	合 計	96,808円

処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.7%、ベースアップ加算1.6%

地域区分上乗せ4.5%有

1月当たりの入居料金の例 [要介護 4、所得段階が第4段階で負担割合が1割の人]

施設利用料	34,987円	ユニット活動費	3,000円
居住費	60,180円	安全対策体制加算	21円(入居時のみ)

食 費	43,350円	合 計	141,538円
処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.7%、ベースアップ加算1.6%			
地域区分上乗せ4.5%有			

[2] ユニット型指定短期入所生活介護(含 介護予防短期入所生活介護)

1 基本方針

法人の理念、基本方針や重点目標の達成に向け、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し介護します。そして、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら介護します。

短期入所の受け入れについては、市原市内で新型コロナウィルス感染者が拡大した場合は専門委員会を通じて協議し、必要な対策を講じていきます。

利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 人員に関する事項

職種	施設長	事務員	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	看護職員	介護職員	栄養士	嘱託医	調理員	合計
	兼	兼	兼	兼	兼	0	4	兼	兼	委託	4名

3 設備に関する事項

居室10室(1ユニットに10室)	面積 15.50～16.00m ²
リビング	135.67m ²
個浴室	15.55m ²
特別浴室(共用)	28.73m ²
医務室(共用)	21.44m ²
機能回復訓練室(共用)	42.88m ²

4 運営に関する事項 ※入居施設に同じです。

5 主な利用料金(地域区分上乗せ 5.5%)

①短期入所生活介護の利用料 (負担割合が1割の方の場合)

介護度別	自己負担額	サービス体制加算III	看護体制加算II	合 計
要介護 1	696円			710円/1日
要介護 2	764円		8円	778円/1日
要介護 3	838円	6円		852円/1日

要介護 4	908円			922円/1日
要介護 5	976円			990円/1日

(介護職員処遇改善加算 8.3%と特定処遇改善加算 2.3%有)

③ 介護予防短期入所生活介護の利用料 (負担割合が1割の方の場合)

支援度別	自己負担額	サービス体制加算Ⅲ	合 計
要支援 1	523円	6円	529円/1日
要支援 2	649円		655円/1日

(介護職員処遇改善加算 8.3%と特定処遇改善加算 2.3%有)

④ その他の費用

送迎代	184円/片道	ユニット活動費	100円/1日
朝食	420円	私物家電1品目	50円/1日
昼食	555円	預り金管理費	1,000円/1月
夕食	470円	散髪代	実費

居住費、食費の負担限度額

※入居施設に同じです。

7日間の短期入所料金の主な例 [要介護 4、所得段階が第2段階で負担割合が1割の人]

施設利用料	7,643円	ユニット活動費	700円
居住費	5,740円	送迎代2回	368円
食 費	2,730円	合 計	17,181円

処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.3%、ベースアップ加算1.6%

地域区分上乗せ5.5%有

7日間の短期入所料金の主な例 [要介護 4、所得段階が第3段階①で負担割合が1割の人]

施設利用料	7,643円	ユニット活動費	700円
居住費	9,170円	送迎代2回	368円
食 費	7,000円	合 計	24,881円

処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.3%有、ベースアップ加算1.6%

地域区分上乗せ5.5%有

7日間の短期入所料金の主な例 [要介護 4、所得段階が第4段階で負担割合が1割の人]

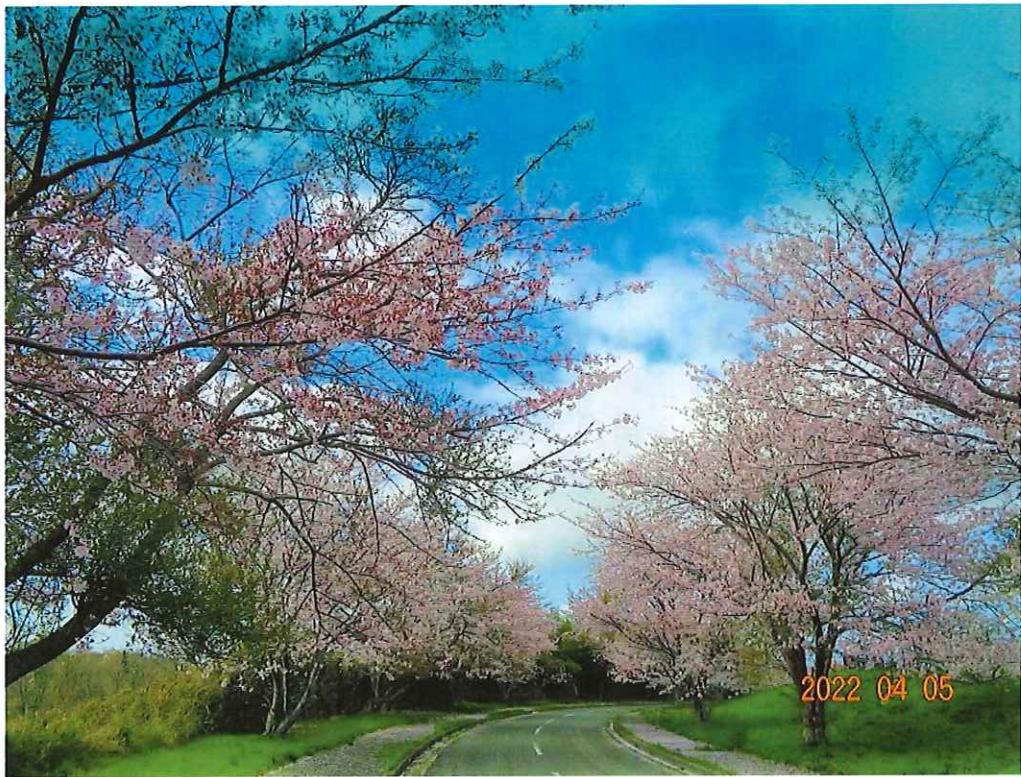
施設利用料	7,643円	ユニット活動費	700円
居住費	14,042円	送迎代2回	368円
食 費	10,115円	合 計	32,868円

処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.3%、ベースアップ加算1.6%

地域区分上乗せ5.5%有

令和 5 年度

事 業 計 画 書



(令和年4月5日 矢那お花見ドライブ)

市原園デイサービスセンター

IV 市原園デイサービスセンター 事業計画

地域密着型通所介護・「第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)」

1 基本方針等

法人の理念、基本方針や重点目標の達成に向け、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

そして、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

令和2年1月頃より全国的に流行している新型コロナウイルス感染症については、当事業所に於いても、迎車時の検温と健康チェックから始め、手指の消毒、うがい、手洗い、マスクの着用など、出来る限りの感染予防対策を実施しながら、サービスの提供に努めてきましたが、今後とも感染症対策マニュアルに従って、基本的な感染症対策の理解を深める様に努めます。

又、令和4年度より毎月1回、利用者、職員を対象に、看護師による衛生講習会を実施し、正しい手洗いの方法などを、定期的に繰り返し勉強して良い成果が出ていますので今年度も継続してゆきたいと思います。

最後に、近年の災害による被害や感染症発生によるサービス提供の困難などを受け、令和3年度からすべての事業者に、業務継続に向けた取り組み、BCP(業務継続計画)の作成などが義務付けられました。

特に、帰宅困難時の対応や事業所での宿泊で対応する場合など、通所サービス固有のBCPの検討事項もありますが、これから法人全体で早急に取り組んで行きます。

2 人員に関する事項

職種	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	運転職員	合計
	1	1	(2)	1(3)	兼務	(1)	3(6)名

3 基本取扱方針等

- ・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に実施します。
- ・自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な支援をします。
- ・指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、説明します。
- ・指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスを提供します。
- ・常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に、認知症の状態にある要介護者等に対して、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる

体制を整えます。

- ・利用者の要介護状態等によって、個々の機能訓練及びレクリエーションや他のサービスを提供出来るように、必要に応じて支援します。（個別のレクリエーションの提供以外で、例えば、同じ計算問題をする時にも初級～上級など能力を配慮し実地する。）
- ・毎月の選択レクリエーションの実施と内容の充実を図ります。事前に利用者に希望を伺い、実施可能なレクリエーションか検討し、楽しんで参加いただける様、入念に準備をします。

4 利用定員・営業日・時間

利用定員	1日 15名
営業日	月・火・木・金・土曜日（12月29日から1月3日まで休止）
時間	午前8時45分 から 午後4時15分

5 提供するサービス内容

① 送迎

デイサービス専用の福祉車両を用いて、デイサービスの職員が直接自宅まで送迎します。車イスの方も対応可能です。

② 食事

(軽)渓泉荘の入居者と同じ給食をデイルーム食堂で食べます。治療食、おかゆ食、キザミ食、超キザミ食、とろみ食など、利用者の希望に応じた食事が可能です。

午後のお茶の時間には、(特)市原園の入居者と同じ「おやつ」を提供します。

③ 入浴

デイサービス専用の浴室で、利用者の状況に応じて「個浴」又は「リフト浴」で入浴します。脱衣室、浴室はカーテンで仕切られており、マンツーマンの介護により、プライバシーを尊重して入浴します。

④ 機能訓練

集団体操、各種リハビリ器具の利用、散歩、各種のゲームやレクリエーションなどを取り入れ、楽しみながら行う事が出来る生活リハビリに努めます。

個別・選択できるレクリエーションを利用者に提示し、利用者の自己決定と自らの参加意思を尊重します。

⑤ 排泄介助等

トイレ誘導の介助やオムツを利用されている方への対応も、個別に介護します。

⑥ 生活相談等

利用者本人からの各種相談、デイサービス連絡帳を通じてご家族からの各種相談にも応じます。

⑦ 運動機能向上

職員が協同して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施します。

6 日課

8:00 ～ 8:45	送迎
8:45 ～ 11:50	健康チェック、体操、入浴、機能訓練、レクリエーションなど
12:00 ～ 14:00	食事、休憩
14:00 ～ 15:30	散歩、棒体操、レクリエーション、ドライブなど
15:30 ～ 16:15	おやつ、反省会、その他、日記、合唱
16:15 ～ 17:00	送迎

7 行事計画

	合同行事	デイサービスの行事
5年 4月		桜見物、菜の花ドライブ、デイサービスだより発行選択レク（2回）、衛生講習会、ショッピング
5月	施設利用者・春の交流会	端午の節句、菖蒲湯、衛生講習会、海ドライブ 高滝ダム湖畔散歩（バラ園見学）、加茂学園運動会見学、母の日プレゼント作り、選択レク（2回）
6月	防災避難訓練	お花見ドライブ、バーベキュー、デイ防災訓練、父の日プレゼント作り、選択レク（2回）、衛生講習会
7月	合同職員施設内研修会	七夕、バーベキュー、運営推進会議、絵手紙教室、選択レク（2回）、衛生講習会
8月		写経、夏祭り大会、ショッピング 選択レク（2回）、衛生講習会
9月	防災避難訓練、敬老会	デイの敬老会及び家族会、ご家族にアンケート調査 選択レク（2回）デイサービスだより発行、衛生講習会、海ドライブ、防災訓練
10月	秋の交流会	デイの運動会、秋の作品作り、お楽しみ給食 加茂学園学習発表会見学、選択レク（2回）、衛生講習会
11月	地域交流文化祭	紅葉狩りドライブ、文化祭、衛生講習会、選択レク（2回）、お楽しみ給食、焼き芋大会
12月	防災避難訓練	クリスマス会、防災訓練、ゆず湯、衛生講習会 選択レク（2回）、茶話会、ショッピング
6年 1月		羽根つき、カルタ取り、百人一首、今年の抱負、初詣ドライブ、選択レク（2回）、衛生講習会
2月	合同職員施設内研修会	節分豆まき、選択レク（2回）、苺パフェティクアウト、運営推進会議、バレンタインデー、衛生講習会
3月	防災避難訓練	デイのひな祭り、ドライブ、苺パフェティクアウト、茶話会（1年の反省）、選択レク（2回）、防災訓練、ホワイトデー、衛生講習会

- ・園芸療法として、草花の成長を楽しめます。
- ・顧客満足度調査や給食アンケート、ご家族の満足度調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き、デイサービスの運営に活かします。

8 その他

- ・利用者より外出ドライブやショッピング等の要望が多いので、企画します。また外出、外食は、今まで行ったことのない店舗や場所を積極的に企画します。
- ・レクリエーションも個人差があるので、曜日毎に参加出来るメニューを取り入れます。
- ・選択レクリエーション日を設け、自分でレクリエーションを選択し、自己決定能力を高めます。
- ・毎日の体操などを通して、体力づくりを図ります。
- ・誕生者には、写真入りの手作り色紙をプレゼントし、米寿、白寿を迎えた利用者

には、記念写真を額に入れてプレゼントして、皆でお祝いします。

- ・催し物などに、参加出来るものには積極的に参加します。
- ・個別の介護計画や機能訓練の見直しなどを行い、ケアマネージャーとも連絡を密に取り合います。
- ・糖尿病、腎臓病、肝機能障害などの治療食は、常に栄養士と連携し対応します。
- ・4月、9月の年2回「市原園デイサービスだより」を発行し、ご家族等にデイサービスの内容を広報します。
- ・利用者の多くが地元の方々ですので、地域の学校行事や昔から伝わる地域行事等へ参加して、地元の地域住民と積極的に交流を図ります。
- ・例年の地域で行われるイベント以外でも、新たな行事の情報が入れば参加を検討します。
- ・利用者がリハビリを兼ねて作った雑巾などの作品を加茂学園に寄贈するなどして、地域との交流を図ります。

地域密着型通所介護の利用料・「第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)」

(令和4年10月)

月平均利用延人員300人以内、7時間以上8時間未満(負担割合が1割の方の場合)

要介護度	基本料金	入浴加算(I)	サービス体制加算	食費	合計
要介護1	750円				1,456円/1回
要介護2	887円				1,593円/1回
要介護3	1,028円	40円	6円	660円	1,734円/1回
要介護4	1,168円				1,874円/1回
要介護5	1,308円				2,014円/1回

(新設 ベースアップ等支援加算 利用料に1.1%上乗せ)

(介護職員処遇改善加算5.9%と地域区分上乗せ5級地4.5%有)

(科学的介護推進体制加算 40単位/月)

介護予防・日常生活支援総合事業の利用料(月単位の定額制、入浴、送迎を含む)

(負担割合が1割の方の場合)

要介護度等	基本単位	生活機能向上グループ加算	サービス体制加算	合計
要支援1	1,672円/月	100円/月	24円/月	1,796円/1月
要支援2	3,428円/月	100円/月	48円/月	3,576円/1月
食費				660円/1回

(新設 ベースアップ等支援加算 利用料に1.1%上乗せ)

(介護職員処遇改善加算5.9%と地域区分上乗せ4.5%有)

その他の費用

レクリエーション費用	実費	
連絡ノート代	1冊300円	
当日キャンセル料	1,000円	前日までに連絡あれば、頂きません
	2,000円	迎えに行っての急なキャンセル

介護予防通所介護の場合、キャンセル料ありません。

令和 5 年度

事 業 計 画 書



(職員駐車場の河津桜)

市原園在宅介護支援センター

V 市原園在宅介護支援センター 事業計画

(1) 指定訪問介護(含 介護予防・日常生活支援総合事業)

1 基本方針等

利用者が、要支援、要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたり支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

又、予防給付の訪問介護の対象者については、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供します。

市町村が、地域の実情に応じた取り組みが出来る介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険制度の地域支援事業への移行で、財源は月単位の定額報酬です。

令和5年度からBCP策定にあたり、自然災害発生時や感染症対策に応じた法人単位の訓練を積極的に参加致します。

2 人員に関する事項

管理者(兼) 特養管理者	サービス提供責任者 (兼) 訪問介護員	非定型的パートタイ ムヘルパー	合 計
(1)	1(1)	(5)	1(7)名

3 基本取扱方針

- ・新型コロナウィルス感染防止対策としてサービスを提供する前と終了後に必ず、手指消毒・手洗いに努め、勤務時間中には午前・午後1回づつ検温を実施します。
- ・在宅での生活をされている利用者が、安全で安心して、そして心豊かな生活を送れるように努めます。
- ・利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に実施します。
- ・自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援をします。
- ・指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
- ・指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスを提供します。
- ・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言します。
- ・利用者の意思や言葉にならない声を丁寧に聞き、利用者の個性を尊重し、自立した生活を支援します。
- ・職員の報告、連絡、相談など綿密な連携を図り、サービスの向上に努めます。

4 職員の資質向上

各種の研修会への参加や施設内研修の実施により、職員の資質の向上を図ります。
又、自分たちの仕事を見直し、選ばれる訪問介護事業所となります。

5 訪問介護の利用料金（負担割合が1割の方の場合）

イ 身体介護が中心である場合

(1) 20分未満	(2) 20分以上30分未満	(3) 30分以上1時間未満	(4) 1時間以上
167単位/回	250単位/回	396単位/回	579単位/回、30分毎に+84単位

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 20分以上45分未満	(2) 45分以上
183単位/回	225単位/回

ハ 通院等のため乗車又は降車の介助が中心である場合

98 単位/回

ニ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(1) 20分以上	(2) 45分以上	(3) 70分以上
67単位/回	134単位/回	201単位/回

ホ 介護支援専門員が必要と認め、緊急に行った場合

100 単位/回を加算

ヘ 新規の利用者にサービス提供責任者が同行した場合

初回加算 200 単位/月

※介護職員処遇改善加算 13.7%、ベースアップ加算 2.4%、地域区分上乗せ 7.0%有

介護予防・介護予防日常生活支援総合事業の利用料金（負担割合が1割の方の場合）

イ 1週に1回程度の介護予防訪問介護が必要(I)	1,176単位/月
ロ 1週に2回程度の介護予防訪問介護が必要(II)	2,349単位/月
ハ ロの回数を超える介護予防訪問介護が必要(III)	3,727単位/月
ニ 新規の利用者にサービス提供責任者が同行した場合	初回加算 200単位/月

※介護職員処遇改善加算 13.7%、ベースアップ加算 2.4%、地域区分上乗せ 7.0%有

令和 5 年度

事業計画書



(日本財団より寄贈された福祉車両)

市原園居宅介護支援事業所

VI 市原園居宅介護支援事業所 事業計画

(1) 指定居宅介護支援(含 介護予防・日常生活支援総合事業)

1 基本方針等

利用者が要介護及び要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。

利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立にします。

事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携します。

又、主任介護支援専門員の配置や法定研修等における実習受入事業所とするなど人材育成への協力体制を整備し、介護支援専門員に対して計画的な研修を行い、また他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会を実施するなどし、特定事業所加算Ⅱの算定を受けて、事業所として質の高いケアマネジメントを行うように努めます。

令和5年度からBCP策定にあたり、自然災害発生時や感染症対策に応じた法人単位の訓練を積極的に参加致します。

2 市原市等予防給付介護予防ケアマネジメント業務受託

市原市地域包括支援センター・トータス、ひまわり、他市町村の地域包括支援センターが行う予防給付のケアマネジメント業務の一部を受託し、効率的な業務執行及び利用者の利便性の向上を図ります。

3 市原市等の要介護認定業務委託

千葉県介護認定調査員現任研修を受講した職員4名が、市原市等からの業務委託を受けて、公正・公平かつ適切な要支援、要介護認定調査を行います。

4 人員に関する事項

管理者 兼 主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	介護支援専門員	合 計
1	2	1	4名

5 基本取扱方針

- ・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- ・地域の著しい高齢化の状況を踏まえ、独居や高齢者世帯への生活支援を充実したものとなるようにします。
- ・懇切丁寧に行うことを目指し、利用者・家族が理解しやすいように支援します。
- ・自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

令和 5 年度

事 業 計 画 書



(渓泉荘 A 棟・B 棟屋根に設置したソーラーパネル)

昭和村壳電事業

VI 昭和村壳電事業（収益を目的とする事業）事業計画

1 事業目的

社会福祉法人昭和村は、平成29年度から空調設備や給湯設備の更新、照明器具のLED化など、施設の省エネルギー対策に取り組んでまいりましたが、依然として水道光熱費の割合は大きく、施設事業運営の大きな懸念材料となっております。

そこで、施設の屋根を有効活用し、太陽光発電による売電事業を行い、売電事業による

収益を社会福祉事業又は公益事業に充当し、安定した社会福祉事業の経営を目指します。

2 設計・監理業者

株式会社ウエストエネルギー・ソリューション

東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティビル31階

3 事業内容

設置場所 軽費老人ホーム渓泉荘 A・B棟屋根